

生駒市条例第44号

市内中学生熱中症事故調査委員会条例をここに公布する。

平成28年10月11日

生駒市長 小 紫 雅 史

市内中学生熱中症事故調査委員会条例

(設置)

第1条 平成28年8月に市内の中学生が死亡に至った学校管理下（独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成15年政令第369号）第5条第2項各号に掲げる場合をいう。）における熱中症による事故（以下「熱中症事故」という。）に関し、公平性及び中立性を確保しながらその原因等を調査するとともに学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第26条に規定する児童生徒等の安全の確保を図るという学校の設置者としての責務を果たすため、市内中学生熱中症事故調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、生駒市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 熱中症事故の事実関係及び原因に関する事項
- (2) 熱中症事故の再発防止に関する事項
- (3) その他熱中症事故に関し教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会が委嘱する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

- 2 この条例は、委員会から諮問に対する答申を受けた日限り、その効力を失う。